

公安委員会関係手数料条例減免等運用要綱

平成12年3月28日

埼例規第19号・務・会

警 察 本 部 長

公安委員会関係手数料条例減免等運用要綱の制定について（例規通達）

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成12年埼玉県条例第54号）の施行に伴い、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成12年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

なお、埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料の減免基準について（昭和53年埼例規第25号・会）は、廃止する。

別添

公安委員会関係手数料条例減免等運用要綱

第1 趣旨

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例施行規則（平成12年埼玉県公安委員会規則第5号。以下「施行規則」という。）第4条の規定に基づき、埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成12年埼玉県条例第54号。以下「条例」という。）第4条に規定する手数料の減免（以下「手数料の減免」という。）及び第5条ただし書に規定する既に納付した手数料の還付（以下「手数料の還付」という。）の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 手数料の減免

1 認定基準

(1) 基本的な考え方

手数料の減免は、施行規則第2条第1項の表に該当する手数料を免除とすることを原則とし、同条第2項は、公安委員会が特に必要と認める場合に手数料を減免できることとなっているが、その減免の認定は、埼玉県公安委員会が行う許可等に対する個々の申請等の態様又は当該許可等の性質により判断して行わなければならない。

(2) 対象外とするもの

条例別表第7号の表（道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく手数料）の各号（第1号の7、第1号の8、第2号及び第3号を除く。）に掲げる手数料は、当面、手数料の減免の対象としないものとする。

2 手数料の減免事由の教示

申請等を受理するときは、原則として、当該申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）に対し、施行規則第2条第1項及び第2項に規定する手数料の減免事由に応じた手数料の減免の制度に関することを教示するものとする。この場合においては、言動に注意し、プライバシーの保護に配慮しなければならない。

3 手数料の減免の認定

所属長は、申請等を受理する場合において、当該申請等に係る各種許可等申請書（以下「許可等申請書」という。）並びに施行規則第3条第1項に規定する手数料減免申請書及び同条第2項に規定する手数料の減免を受けようとするものが施行規則第2条に規定する

対象である事実を証明できる書面の提出を受けた場合は、その内容を審査の上、手数料の減免を認定するものとする。

4 手数料減免申請書の取扱い

手数料減免申請書は、許可等申請書に添付して保管しておくものとする。

第3 手数料の還付の認定

手数料の還付の認定は、所属長が次のいずれかに該当すると認めたとときに限り行うものとする。

- (1) 申請者の責めに帰することができないとき。
- (2) その他還付する特別な理由があると認めたととき。

実施日

この例規通達は、平成12年4月1日から実施する。

実施日（平成13年3月16日埼例規第14号・総）

この例規通達は、平成13年4月1日から実施する。

実施日（平成17年3月29日駐対第135号）

この通達は、平成17年4月1日から実施する。